

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長		
根拠法令及び条項	危険物の規制に関する規則第62条の5の3第2項		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第1号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 危険物の規制に関する規則第62条の5の3第2項 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日の翌日から起算して7日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

第62条の5の3第2項 前項の点検は、地下埋設配管を有する製造所等について令第8条第3項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該地下埋設配管の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において前項の点検を行つた日から1年（完成検査を受けた日から15年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては3年）を超えない日までの間に1回以上行わなければならない。ただし、当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下埋設配管を有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。